

漂着物等回収運搬業務仕様書

1. 業務の内容

本業務は、輪島市内の海岸における良好な景観及び環境の保全を図るため指定した区域において、海岸漂着物等地域対策推進事業実施要領（平成 25 年 3 月 8 日付け環境省水・大気環境局長通知環水大水発第 1303081 号）第 3 に規定する海岸漂着物等の回収及び処理に関する事業に基づき、海岸漂着物等の回収及び運搬を行う。

2. 業務を行う区域

設計書で指定する区域

3. その他

- （１）業務の遂行にあたっては、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和 45 年法律第 137 号）並びにその他関係法令を遵守すること。
- （２）当初設計数量（回収面積、回収量）に基づき契約を締結するが、海岸漂着物等地域対策推進事業実施要領の規定により、業務着手後、回収量の見込みをあらかじめ市へ報告した上で、最終的には、予算の範囲内において出来高で変更契約を締結し精算するものとする。
- （３）現地作業に着手する前に、海岸に隣接する地区区長等の代表者に作業予定日程を知らせること。
- （４）回収した漂着物等は、「可燃物（50 cm 以下）」「流木」、「混合廃棄物」、「タイヤ・家電製品・危険物等」、「金属類」の分類にそれぞれに分けて指定する施設に運搬するものとし、搬入日の 1 週間以上前に搬入日程及び数量等を報告すること。
- （５）業務完了報告書には、業務完了写真（着工前、完了）、業務写真（作業中、ごみ量が確認ができるもの）、処分施設の受入伝票の写しを添付すること。いずれも工区ごとの状況、数量等が確認出来るようにまとめること。【書類 2 部提出】
また、業務完了写真及び業務写真については、工区ごとにフォルダ分けし JPEG データを CD により提出すること。【CD 1 枚】
- （６）業務完了写真は、市が指定する場所及び方向で撮影するものとし、写真撮影位置図を添付すること。

以上